

長野県保安林関係事務取扱要領

令和6年4月

長野県林務部

長野県保安林関係事務取扱要領 目次

第1	総則	1
第1	第1条 趣旨	1
第2	第2条 局長の管轄	
第2	保安林の指定	1
第3	第3条 指定申請書の提出部数	1
第4	第4条 指定申請書の補正・却下	2
第5	第5条 指定に係る調査等	2
第6	第6条 保安林予定森林の告示等	2
第7	第7条 指定の告示等	3
第8	第8条 指定に係る地目の変更	4
第9	第9条 意見の聴取	4
第3	保安林の解除	4
第10	第10条 解除の事由の確認	4
第11	第11条 事前相談	5
第12	第12条 解除申請書の補正・却下	5
第13	第13条 解除に係る調査等	6
第14	第14条 森林審議会への諮問	6
第15	第15条 解除予定保安林の告示等	7
第16	第16条 代替施設の設置等の確認	7
第17	第17条 代替施設の設置等の変更	8
第18	第18条 解除の告示等	8
第19	第19条 兼種保安林の解除	8
第20	第20条 解除地番の分筆	9
第21	第21条 解除に係る地目の変更	9
第4	保安林の指定施業要件の変更	9
第22	第22条 指定施業要件に係る調査等	9
第23	第23条 指定施業要件変更予定保安林の告示等	9
第24	第24条 地域森林計画等に基づく計画的な指定施業要件の変更について	9
第25	第25条 指定施業要件の変更の通知	9
第5	保安林における制限	10
第26	第26条 皆伐面積の公表	10
第27	第27条 伐採許可申請の処理	10
第28	第28条 送電線下の伐採の取扱い	11
第29	第29条 伐採届出の処理	11

第30条	択伐及び間伐の届出の処理	11
第31条	作業許可申請の処理	12
第32条	変更手続き	13
第33条	恒久的な施設の取扱い	13
第34条	緊急作業行為の届出の処理	13
第35条	許可を要しない場合の届出の処理	13
第36条	植栽の義務	13
第37条	定期報告	14
第6章	監督処分	14
第38条	違反行為に対する指導	14
第39条	監督処分	15
第40条	達書等の交付	15
第41条	告発	15
第42条	代執行	16
第7章	標識の設置	16
第43条	標識の設置の時期	16
第44条	標識の設置地点	16
第45条	標識の維持管理	16
第8章	保安林の台帳	16
第46条	調整の時期	16
第47条	台帳の訂正	16
第48条	保安林区域等の調製	17
第49条	台帳の閲覧	17
第9章	特定保安林	17
第50条	特定保安林の指定の通知	17
第51条	要整備森林に係る通知等	17
第52条	要整備森林に係る勧告	17
第10章	保安施設地区	18
第53条	保安施設地区予定地等の告示等	18
第54条	保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更の告示等	18
第55条	保安施設地区における制限	18
第56条	保安施設地区における標識の設置	18
第57条	保安施設地区台帳	19
第11章	その他	19
第58条	損失補償	19
第59条	独立行政法人森林総合研究所に係る事務	19

別表 1 (第 12 条第 2 項關係)	2 1
別表 2 (第 31 条第 2 項關係)	2 2
別表 3 (第 27 条第 2 項、第 28 条 2、第 29 条 2 項、第 30 条 2 項關係)	..	2 4
別紙 1 (第 28 条第 1 項關係)	2 5
別紙 2 (第 32 条關係)	2 6

長野県保安林関係事務取扱要領

最終改正 令和6年4月1日

第1 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、長野県森林法施行細則（昭和35年長野県規則第25号。以下「細則」という。）及び長野県保安林関係事務取扱要綱（平成16年3月26日付け15森第753号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、保安林の事務処理及び管理等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(局長の管轄)

第2条 要領に記載のある地域振興局長（以下「局長」という。）及び集約局長の管轄は次の表によるものとする。

ただし、中央新幹線鉄道の建設に係る「第3 保安林の解除」については、当面の間、下表の管轄区域に関わらず、南信州地域振興局長を集約局長とする。

集約局長の名称	局長の名称	管轄区域
佐久地域 振興局長	佐久地域振興局長	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
	上田地域振興局長	上田市 東御市 小県郡
上伊那地域 振興局長	諏訪地域振興局長	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
	上伊那地域振興局長	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
	南信州地域振興局長	飯田市 下伊那郡
松本地域 振興局長	木曾地域振興局長	木曾郡
	松本地域振興局長	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
	北アルプス地域振興局長	大町市 北安曇郡
長野地域 振興局長	長野地域振興局長	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
	北信地域振興局長	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

第2 保安林の指定

(指定申請書の提出部数)

第3条 局長は、指定に係る申請書等の提出部数は、規則第48条第1項の規定にかかわらず、農林水産大臣（以下「大臣」という。）権限に係るものは3部、知事権限に係るものは2部提出するよう申請者を指導するものとする。ただし、市町村長が申請者である場合には、規則第48条第1項の規定による申請書に替えて保安林指定依頼

書を1部提出すれば足りるものとする。(様式1)

(指定申請書の補正・却下)

第4条 局長は、保安林の指定申請があったときには、当該申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、法第27条第3項のただし書の規定により却下するものとする。

(様式1の2)

(指定に係る調査等)

第5条 局長は保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類を作成の上、指定の適否を判断し林務部長以下(「部長」という。)へ副申するものとする。

(1) 指定調書(様式4)

(2) 指定調査地図(指定面積、指定区域の形状等の制約から表示が困難である場合は、適宜の縮尺による詳細図も併せて添付する。)

(3) 位置図

(4) その他必要な書類

2 局長は保安林に指定しようとする区域が1筆の土地の一部であるときは、当該区域の実測図を作成し、又は調査地図に地形地物を表示し、後日において現地を明瞭に確認できるようにしておくものとする。

(保安林予定森林の告示等)

第6条 法第30条又は第30条の2の規定に基づき、知事が当該森林の所在する市町村長(以下「関係市町村長」という。)へ依頼して行う掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

2 法第30条又は第30条の2の規定に基づき、知事が行う森林所有者等への通知(以下「指定予定通知」という。)には、指定施業要件に係る次の事項を含めるものとする。

(1) 立木の伐採の方法

(2) 立木の伐採の限度

(3) 植栽の方法

(4) その他必要な事項

3 知事は保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には、法第30条又は第30条の2の規定による通知書に当該部分を明示した図面を添付するものとする。

4 知事は指定の申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときにおいて、当該変更が法第30条又は第30条の2の規定による告示がなされている場合にあっては、当該告示の訂正を行うものとする。

5 知事は指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保

安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、指定予定通知には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。

- 6 知事は現に保安林に指定されている森林について、その指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における指定予定通知には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。
- 7 知事は保安林の指定の申請に対し、指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨とその理由及び行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、異議申立てをすることができる旨を記載した書面を送付して通知するものとする。（様式 2）
- 8 部長は前第 2 項の指定予定通知がなされるときは、当該森林を所管する局長に対しても、その内容を通知するものとする。
- 9 知事は法第 30 条の規定による告示を行ったときは、当該告示の写しを添えて林野庁長官（以下「長官」という。）へ報告するものとする。
- 10 知事は保安林予定森林について、事情の変更その他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

（指定の告示等）

- 第 7 条 知事は法第 30 条の 2 第 1 項の規定による告示の日から 40 日を経過（法第 32 条第 1 項の規定による意見書の提出を受けたときは、その意見を聴いた後）したときは、法第 33 条第 6 項の規定による告示を行うものとする。
- 2 知事は法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合も含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）に当たっては、あらかじめ当該保安林の指定に係る森林所有者が指定予定通知をした森林所有者と同一であるかどうかを確認し、森林所有者に異動があった場合には新森林所有者を通知の相手方とする。
- 3 知事は指定通知の内容が指定予定通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。
- 4 知事は指定に係る森林が 1 筆の土地の一部である場合には、指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。ただし、森林所有者に異動があった場合を除き、当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りではない。
- 5 知事は指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については、前第 6 条第 5 項及び第 6 項を準用するものとする。
- 6 知事は通知の相手方が知れないとき又はその所在が不分明なときは、その通知の内容及びその内容を該当市町村の事務所へ掲示する旨を県報に登載するとともに、その

掲示を該当市町村長に依頼するものとする。

この場合においては、掲示を始めた日から 14 日を経過した日にその通知は相手方に到達したものとみなす。

7 部長は前第 2 項の指定通知がなされるときは、前第 6 条第 8 項を準用するものとする。

(指定に係る地目の変更)

第 8 条 知事は法第 33 条第 1 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。) の告示がなされたときは、当該保安林の指定地を管轄する法務局に対し、保安林への地目変更を依頼するものとする。

(意見の聴取)

第 9 条 局長は法第 32 条第 1 項の規定に基づき大臣あてに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたもの、規則第 51 条に規定する提出部数が不足するもの及び同条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないもの、その他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。また、法第 32 条第 1 項の規定に基づき知事あてに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法なものであるときは、これを却下するものとする。なお、当該却下は意見書提出者に対し理由を付した書面を送付してするものとする。(様式 3)

2 知事は法第 32 条第 3 項に基づき行う意見の聴取の期日等の公示は、長野県報に登載してするとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示し、意見書提出者及び局長に対しても通知するものとする。

3 前項の通知書には、法第 32 条第 3 項に規定された事項のほか、次の事項を記載するものとする。

(1) 意見聴取会の開始時期

(2) 意見書提出者が自ら意見聴取会に出席できない事情がある等代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人 1 人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨

(3) 陳述の時間を制限する必要があるときは、1 人の意見書提出者の陳述予定時間

(4) 意見聴取会当日には、当該通知書を持参すべき旨

4 法第 32 条第 2 項 (法第 33 条の 3 及び第 44 条において準用する場合を含む。) の規定により知事が行う意見の聴取は、細則第 4 条の 12 の規定するところによる。

5 知事は細則第 4 条の 1 2 第 1 項の規定により議長を指名する場合は、意見の聴取を行う前日までに指名書を交付して行うものとする。

第 3 保安林の解除

(解除の事由の確認)

第10条 局長は地方公共団体の長又は解除に直接の利害関係を有する者から、保安林の解除の要件の相談を受けたときは、保安林の所在場所、台帳番号、保安林種、指定年月日、解除理由、事業主体、事業の目的を確認し、集約局長へ報告するものとする。ただし、局長と集約局長が同一者である場合は、解除の事由の確認を要しないものとする。
(事前相談)

第11条 集約局長は国又は地方公共団体の長又は解除に直接の利害関係を有する者から、保安林を解除しようとする旨の相談を受けたときは、前条の規定による局長の確認をとっていない場合は、局長へ情報を提供するものとする。また、面積が次の規模以上である旨の相談を受けたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、事前相談書を作成し部長へ報告するものとする。(様式8~10)

(1) 法第26条第1項の規定によるもの 1ヘクタール

(2) 法第26条第2項の規定によるもの 5ヘクタール

2 知事は前項の事前相談に係る案件が、大臣権限であるものについては、長官へ報告するものとする。

(解除申請書の補正・却下)

第12条 集約局長は解除に係る申請書等の提出部数については、前第2条を準用するものとする。

2 集約局長は前項の申請書には、別表1に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。

3 申請書に添付する転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書は、次の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置されている施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とし、集約局長はこれらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく、申請者に補正を求めるものとする。

(1) 転用の目的に係る事業又は施設の名称

(2) 事業者の氏名(法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。)

(3) 事業の用に供するため当該保安林を選定した事由

(4) 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況

(5) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

(6) 事業等に要する経費の項目(用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等)ごとの員数、単価、金額及びその内訳

(7) 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在

(8) その他参考となるべき事項

4 申請書に添付する代替施設の設置に関する計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とし、集約局長はこれらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく申請者にその補正を求めるものとする。

なお、申請者が転用に伴って当該保安林の機能が失われずとして代替施設の設置に関する計画書を添付しない場合において、審査の結果当該書類を添付する必要があると認めるときは、遅滞なくその提出を求めて補正させるものとする。

(1) 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況

(2) 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法

(3) 代替施設の設置に要する経費の項目（土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

(4) 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在

(5) その他参考となるべき事項

5 事業等及び代替施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を必要とする場合の添付書類は、次によるものとし、集約局長はこれらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく、申請者にその補正を求めるものとする。

(1) 行政庁の許認可に係る申請の状況を記載した書類は、次のとおりとする。

ア 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

イ まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(2) 許認可があったことを確認する書類は、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。

6 集約局長は、前第2項から第5項までに掲げるもののほか、その申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちに補正を求め、補正することができないものであるときは、法第27条第3項ただし書の規定により却下するものとする。

(解除に係る調査等)

第13条 集約局長が行う保安林の解除に係る調査等については、前第5条を準用するものとする。この場合において「局長」とあるのは「集約局長」と、「指定」とあるのは「解除」と読み替えるものとする。（様式5）また、必要に応じ管轄する地域振興局の職員も同行することとする。

(森林審議会への諮問)

第14条 知事は次のいずれかに該当する解除については、長野県森林審議会保全部会

(以下「保全部会」という。)に諮問するものとする。

- (1) 転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体以外の者により行われる場合であって、転用に係る面積が1ヘクタール以上のもの
 - (2) 転用目的、態様等から国土保全に相当の影響を及ぼすと認められるもの。
- 2 知事は前項に該当する解除が他法令等による許可又は認可を必要とする場合には当該許認可が行われる見込みとなったときに、保全部会へ当該解除を諮問するものとする。
 - 3 保全部会の審議は細則第15条の2の規定するところによる。
 - 4 知事は保全部会へ諮問した解除案件が大臣権限のものである場合は、法第27条第3項の意見書に同保全部会から受けた答申書の写しを添付するものとする。

(解除予定保安林の告示等)

- 第15条 知事が行う解除予定保安林の告示等については、前第6条(第2項、第5項及び第6項を除く。)を準用するものとする。この場合において「指定予定通知」とあるのは「解除予定通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と、「局長」とあるのは「局長及び集約局長」と読み替えるものとする。
- 2 知事は他法令に基づく許認可を必要とする解除については、所要の許認可がなされ又はなされることが確実となったときに法第30条の2の規定による告示を行うものとする。

(代替施設の設置等の確認)

- 第16条 集約局長は、以下の転用に係る解除予定保安林について、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条又は第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に、事業者に対して代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行なうものとし、必要に応じ管轄する地域振興局の職員も同行することとする。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条又は第30条の2第1項に基づき告示をした内容を変更する場合には、法第30条又は第30条の2第1項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対して代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

- (1) 法第26条第1項及び第26条の2第1項の規定による解除
 - (2) 法第26条第2項及び第26条の2第2項の規定による解除であって政令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの。
- 2 集約局長は前項の確認を行ったときは、遅滞なく部長へ報告するものとする。(様式11)

3 知事は前項の確認に係る解除が大臣権限であるものについては、遅滞なく長官へ報告するものとする。

(代替施設の設置等の変更)

第 17 条 集約局長は代替施設の設置等についての変更の申請があった場合には、次により取り扱うものとする。

(1) 代替施設の設置、工種、規模及び数量等の変更は、当初計画（解除予定保安林の代替施設計画）と比較し、代替機能が下回らないよう措置するものとする。

(2) 代替施設の設置等に係る事業計画の内容が軽微な変更（法第 29 条の規定による予定通知の変更が伴わない内容の変更）である場合は部長へ協議し、指示を待って措置するものとする。（様式 12）

(3) 代替施設の設置等に係る事業計画の内容の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は解除予定保安林の変更（法第 29 条の予定通知の変更）を伴うものは認めないものとする。ただし、当該変更が区域の変更であって、変更しなければ事業の目的が達成できないと認められるものについては、あらかじめ、法第 29 条の規定による予定通知の変更手続きを行う前に部長に協議し、指示を待って措置するものとする。（様式 12）

(4) 代替施設の設置等につき確認報告を要するものについて(1)による代替施設の変更を行った場合には、確認報告書に変更理由及び当初計画と変更計画の対比表並びに変更した関係書面等を添付するものとする。（様式 13）

2 部長は前項第 2 号又は第 3 号の規定による協議を受けた解除が大臣権限であるものについては、林野庁治山課へ協議し、指示を待って措置するものとする。

(解除の告示等)

第 18 条 知事が行う転用を目的とする解除に係る法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定による解除の告示は、前第 16 条の確認を了した後に行うものとする。

2 知事が行う法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の解除の通知（以下「解除通知」という。）については、前第 7 条（第 5 項を除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定予定通知」とあるのは「解除予定通知」と、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(兼種保安林の解除)

第 19 条 知事は解除しようとする保安林が法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する保安林と兼種である場合は、次のとおり取扱うものとする。

(1) 法第 30 条の 2 の規定による告示は、大臣から当該兼種に係る保安林の法第 29 条に規定する解除予定保安林の通知がなされた後に行うものとする。

(2) 法第 33 条第 6 項の規定による告示は、大臣から当該兼種に係る保安林の同条第

1 項に規定する解除の通知がなされた後に行うものとする。

(解除地番の分筆)

第 20 条 集約局長は保安林の指定の解除に係る地番の分筆は、できるだけ申請前か解除が確定した後に行うよう申請者を指導するものとし、確定後に分筆がなされたときは遅滞なく報告するよう併せて指導するものとする。

2 集約局長は申請者から前項の報告を受けたときは、関係書類を添えて遅滞なく部長に報告するものとする。(様式 14)

(解除に係る地目の変更)

第 21 条 知事は法第 33 条第 1 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の告示がなされたとき及び前第 20 条第 2 項の報告を受けて地目の変更を行うときは、前第 8 条を準用するものとする。この場合において「指定地」とあるのは「解除地」と、「保安林へ」とあるのは「保安林以外へ」と読み替えるものとする。

第 4 保安林の指定施業要件の変更

(指定施業要件の変更に係る調査等)

第 22 条 集約局長が行う保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、前第 5 条を準用するものとする。この場合において、「局長」とあるのは「集約局長」と、「指定」とあるのは「指定施業要件の変更」と読み替えるものとする。また、必要に応じ管轄する地域振興局の職員も同行することとする。ただし、(3)位置図については、伐採方法を変更するもの以外は省略できるものとする。(様式 4、様式 7、別紙 7)

(指定施業要件変更予定保安林の告示等)

第 23 条 知事が行う法第 33 条の 3 において準用する第 30 条及び第 30 条の 2 の規定に基づく指定施業要件変更予定保安林の告示等については、前第 6 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)を準用するものとする。この場合において、「指定予定通知」とあるのは「指定施業要件変更予定通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」、「局長」とあるのは「局長及び集約局長」と読み替えるものとする。

(地域森林計画等に基づく計画的な指定施業要件の変更について)

第 24 条 地域森林計画等に基づき計画的な指定施業要件の変更を行う場合、局長が第 47 条の規定による保安林台帳と土地登記簿との照合及び訂正及び付属図面の調製を行ったうえで集約局長へ報告する。

報告を受けた集約局長は速やかに第 22 条の規定による調査等を実施するものとする。

(指定施業要件の変更の通知)

第 25 条 知事が行う法第 33 条の 3 において準用する第 33 条第 3 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知(以下「指定施業要件変更通知」という。)については、前第 7 条(第

5項を除く。)を準用するものとする。この場合において、「指定予定通知」とあるのは「指定施業要件変更予定通知」と、「指定通知」とあるのは「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

第5 保安林における制限

(皆伐面積の公表)

第26条 知事は政令第4条の2第3項の規定による公表は、長野県公式ホームページに登載して行うものとする。

2 部長は前項の公表がなされたときは、局長に対してもその内容を通知するものとする。

(伐採許可申請の処理)

第27条 局長が行う法第34条第1項の規定による許可(以下「伐採許可」という。)の申請書は、規則第59条1項の規定にかかわらず、1部提出すれば足りるものとする。(様式15)

2 局長は前項の申請書には、別表3に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。

3 局長は前項の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を書面をもって求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式16、17)

4 局長は政令第4条の2第5項の規定により、許可又は不許可の通知は書面をもって行うものとし、不許可の通知には、不許可の理由及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定に基づき、異議申立をすることができる旨を付記するものとする。(様式18、19)

5 局長は許可申請に係る立木の伐採行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を許可の通知書に付記するものとする。

6 局長は伐採許可をしたときは、当該許可地の所在する市町村長にその内容を通知するとともに、局長が行う巡視への協力を依頼するものとする。(様式20)

7 局長は伐採許可を受けた者から要綱第17条第1項の規定による申請があったときは、必要に応じて現地を調査し、やむを得ないと認められる場合には、年度を超えない60日以内の範囲内において承認し、その旨を申請者に対し通知するものとする。(様式21)

8 局長は伐採許可を受けた者が伐採を実施しなかった場合には、伐採不実行の届出をするよう、許可を受けた者に対し指導するものとする。(様式22)

9 局長は伐採の許可に当たり、その状況を明らかにするため、伐採年度ごとに立木に係る伐採整理簿を調製するものとする。(様式 23～26)

(送電線下の伐採の取扱い)

第 28 条 局長は保安林内において送電線下の伐採を行う旨の申し出があったときは、当該林分が 3 年以内に「電気設備の技術基準の解釈」に基づく離隔距離に達すると認められる場合に限り、規則第 60 条第 1 項第 9 号の規定を適用し取扱うものとする。

(別紙 1)

2 局長は前項の届出には別表 3 に掲げる書類を添付するよう届出者を指導するものとする。

(伐採届出の処理)

第 29 条 局長は法第 34 条第 8 項又は第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか 適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式 27～30)

2 局長は前項の届出には、別表 3 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。

3 局長は伐採許可の条件として付した期間が経過したとき(立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされている場合を除く。)は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出又は通知がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出又は通知をするよう勧告するものとする。(様式 16、27、31、32、33)

4 局長は前項の確認をしたときは、法第 34 条第 10 項の規定により関係市町村長へその旨を通知するものとする。ただし、当該伐採が法第 11 条第 4 項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第 12 条第 3 項において準用する第 11 条第 4 項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。(様式 34)

5 局長は択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

(択伐及び間伐の届出の処理)

第 30 条 局長は法第 34 条の 2 第 1 項及び同第 34 条の 3 第 1 項の規定による届出があつたときは、実地調査を行うほか適宜な方法により十分な調査を行い、届出書に記載された伐採の計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認められる場合は、届出者に対しその計画を変更すべき旨を命じるものとする。(様式 35～38)

2 局長は前項の届出には、別表 3 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するもの

とする。

- 3 局長は前項の届出を受理したときには、前第 27 条第 6 項及び第 9 項の規定を準用するものとする。
- 4 局長は択伐及び間伐並びに規則第 60 条第 2 項の届出者から要綱第 17 条第 2 項の規定による届出があったときは、前第 27 条第 7 項の規定を準用するものとする。
- 5 局長は第 1 項の届出をした者が伐採をしなかった場合には、前第 27 条第 8 項の規定を準用するものとする。
- 6 局長は前項の届出書に記載された伐採の期間が経過したときは、実地調査を行うほか適宜な方法により十分な調査を行い、届出に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。(様式 16)
- 7 局長が行う法第 34 条の 2 第 4 項及び同第 34 条の 3 第 2 項の規定による関係市町村長への通知は、前第 29 条第 3 項を準用するものとする。
- 8 局長は択伐による立木の伐採がなされた場合には、前第 29 条第 4 項の規定を準用するものとする。

(作業許可申請の処理)

第 31 条 局長が行う法第 34 条第 2 項の規定による許可（以下「作業許可」という。）の申請書は、規則第 61 条の規定にかかわらず、1 部提出すれば足りるものとする。
(様式 39)

- 2 局長は前項の申請書には、別表 2 に掲げる書類を添付するよう申請者を指導するものとする。
- 3 局長は作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちに書面をもってその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。(様式 41、42)
- 4 局長は申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合において、要綱第 19 条第 2 項に規定する伐採の届出がなされていない場合には、申請者に対し届出をするよう勧告するものとする。(様式 43~46)
- 5 局長が行う作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は前第 27 条第 4 項の規定を準用するものとする。
- 6 局長は許可申請に係る立竹の伐採その他の行為について、他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、前第 27 条第 5 項を準用するものとする。
- 7 局長は作業許可をしたときは、前第 27 条第 6 項の規定を準用するものとする。
- 8 局長は法第 34 条第 6 項の規定により付した条件に基づき、許可を受けた者から完了届けがあったときは、実地調査を行うほか適宜な方法により十分な調査を行い許可に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。(様式 41)

(変更手続き)

第 32 条 局長は作業許可をした内容又は期間に変更が生じた場合には、別紙 2 のフロー一図により取扱うものとする。

(恒久的な施設の取扱い)

第 33 条 局長は施設が恒久的なもの（林道等の道路施設、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）で、作業許可を行うことが相当と認められたものは、指定施業要件の如何にかかわらず、当該施設の使用が終わるまでの期間は、5 年以内を単位とした期間をもって作業許可の更新がなされたものと見なし、その後の更新の手続きを省略することとする。

2 局長は前項の取扱いを行うために施設が恒久的なものに対して作業許可を行った場合は、保安林台帳に次の内容を記載し、経緯、許可後の管理者を明確にしておくものとする。

(1) 実行年度

(2) 所在地（字、地番）

(3) 種類（「土地の形質変更」と記入）

(4) 行為の方法（施設名、施設の規模・構造、許可面積を記入）

(5) 期間（始期は「許可年月日」、終期は「使用終了まで」と記入）

(6) 備考（当該施設の管理者住所氏名を記入）

(緊急作業行為の届出の処理)

第 34 条 局長は法第 34 条第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。（様式 31、30）

(許可を要しない場合の届出の処理)

第 35 条 局長は規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの規定による届出があったときは、前第 29 条第 1 項及び第 2 項を準用するものとする。（様式 43、44）

2 局長は規則第 63 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による届出があったときは、前第 34 条の規定を準用するものとする。（様式 49、50）

(植栽の義務)

第 36 条 局長は指定施業要件として、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後すみやかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうか調査するものとする。

(様式 51)

2 局長は規則第 72 条の規定による認定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。（様式 52）

(1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡

地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第 33 条の 2 第 1 項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときは、その変更されたところに従って植栽しなければならない旨を付して認定するものとする。

(2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽することが著しく困難となった場合。なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定するものとする。

(3) 実地調査等の結果により、立木を伐採した後において、現在指定されている植栽に関する指定施業要件によらなくても、当該伐採跡地について、植栽以外の方法によりの確な更新が期待できると認められる合理的な理由がある場合。

(定期報告)

第 37 条 局長は次の表の左欄に掲げる報告書をそれぞれの期日における取扱状況についてとりまとめ、それぞれの期日の属する月の翌月の 10 日までに部長に報告するものとする。ただし、保安林内立木皆伐面積等報告書のうち、1 月末現在のものについては 1 月 15 日現在における取扱状況を同月 18 日までに報告するものとする。

2 前項の報告書は該当しない場合もその旨報告するものとする。

報告書の名称	期 日	報告期限	様 式
保安林内立木皆伐許可面積報告書	3 月、7 月、10 月の各月の末日、1 月 15 日	翌月の 10 日、1 月 18 日	様式 53
保安林(保安施設地区)内立木伐採許可等事務実施状況表	3 月末日	4 月 10 日	様式 54
保安林(保安施設地区)内作業許可事務実施状況表	同 上	同 上	様式 55 様式 55 の 2
保安林(保安施設地区)内緊急立木伐採等届出事務実施状況表	同 上	同 上	様式 56
保安林(保安施設地区)内違反行為及び是正措置事務実施状況表	同 上	同 上	様式 57
特定保安林指定年度別総括表	同 上	同 上	様式 57 の 2

第 6 監督処分

(違反行為に対する指導)

第 38 条 局長は保安林内において違反行為を発見したときは、現地調査を行うとともに

に違反行為者（行為の指示者がある場合は指示者も含む。以下「行為者等」という。）に対し、行為の中止を口頭のみでなく、相手方の意志が確認できる書面（指示票等）により指示するものとする。（様式 58）

- 2 局長は前項の場合において、現地の状況から判断して、災害発生の危険性が高いと認められるときは、応急防災措置の実施についても指示するものとする。
- 3 局長は第 1 項の現地調査及び行為者からの事情聴取の結果をもとに、違反行為の内容、行為者等に指示した内容、今後の措置について保安林内違反行為調書を作成するものとする。（様式 59）
- 4 局長は行為者等に対し、文書により違反行為の内容を十分了知させ厳重に注意するとともに、始末書（又は顛末書）及び復旧措置計画書を提出させるものとする。（様式 60）
- 5 局長は前項の計画書の内容が当該保安林の指定目的に即して適切な措置が講じられるものであるかについて審査し、適切な措置が講じられているものでない場合は必要な補正を求めるものとする。
- 6 局長は前 2 項の計画書の内容が適切なものと認められたときは、行為者等に対し文書をもって速やかに着手するよう指示するとともに、完了した場合には完了届を提出させ、完了確認を行うものとする。（様式 61、62）
- 7 局長は前項の完了確認の結果、手直しが必要な場合は文書により手直しを指示し、その完了を確認するものとする。（様式 63）
- 8 局長は行為者等から提出された始末書（又は顛末書）の内容等により行為者等に反省の意志が認められ、かつ局長の指示に従い復旧が認められた場合において、行為者等が引き続き保安林内での行為の継続を希望したときは、通常とるべき手続きを行わせたいうで、行為の継続を認めることとする。

（監督処分）

第 39 条 局長は行為者等が前第 38 条の指導に従わない場合、若しくは緊急に是正を要すると判断されるときは、速やかに法第 38 条の規定により必要な監督処分を行うものとする。ただし、違反行為の内容が法第 198 条、第 202 条及び第 206 条第 1 項第 4 号に抵触するものである場合は、速やかに部長に報告し、その処分を委ねるものとする。（様式 64、65）

（達書等の交付）

第 40 条 局長は行為者等に対し、前第 38 条の規定による指導文書又は前第 39 条の規定による監督処分に係る達書を交付するときは、配達証明郵便により送付するものとする。

（告発）

第 41 条 知事は前第 39 条の報告を受けたときは、速やかに刑事訴訟法第 241 条の規定により、書面をもって検察官又は司法警察員に告発するものとする。（様式 66）

(代執行)

第 42 条 知事は行為者等が法第 38 条の規定による監督処分に従わない場合で、かつその不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法第 2 条の規定により代執行を行うものとする。

第 7 標識の設置

(標識の設置の時期)

第 43 条 局長が行う標識の設置は、保安林の指定について法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた日又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

(標識の設置地点)

第 44 条 標識は、次のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すために必要な地点に設置するものとする。

- (1) 道路に隣接する地点
- (2) 広場、駐車場、野営場その他人の集まる場所に隣接する地点
- (3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

(標識の維持管理)

第 45 条 局長は設置した標識が損壊されないよう監視し、損壊等により設置した標識の効用が減じた場合には、修繕、再設置その他の所要の措置を講じるものとし、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

第 8 保安林台帳

(調製の時期)

第 46 条 知事又は局長が行う保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされたとき又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときに治山・保安林業務システムにて遅滞なく行うものとする。(様式 67)

(台帳の訂正)

第 47 条 知事又は局長は保安林台帳の訂正に当たっては、土地登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。

- 2 知事及び局長は記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。
- 3 知事は保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとし、当該保安林の全てが解除された

ときは、当該台帳を閉鎖するものとする。

- 4 知事は指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第 33 条の 3 において準用する法第 33 条第 1 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

(保安林区域等の調製)

第 48 条 知事は法第 33 条第 1 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により告示がなされたとき又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときは遅滞なく治山・保安林業務システムにおける保安林区域の調製を行うものとする。また、知事は森林地理情報システム(森林 GIS)の保安林情報表示機能を当年度 9 月 1 日時点の情報に更新するものとする。

(台帳の閲覧)

第 49 条 知事又は局長は法第 39 条の 2 第 2 項の規定により、保安林台帳の閲覧を求められたときは、所有者及び権利者に係る住所、氏名、権利名を除き、その他の記載事項については開示するものとする。ただし、森林所有者(権利者)本人から閲覧を求められた場合は、本人に係る所有者及び権利者に係る住所、氏名、権利名を除くことを要しないものとし、当該保安林の管轄市町村長から閲覧を求められた場合は、所有者及び権利者に係る住所、氏名、権利名を除くことを要しないものとする。

- 2 閲覧は、閲覧者が様式に必要事項を記載し、知事又は局長へ申請して行うものとする。(様式 68)

第 9 特定保安林

(特定保安林の指定の通知)

第 50 条 知事は法第 39 条の 3 第 4 項の規定による公表がなされたときは、当該特定保安林の所在する市町村長へ通知するものとする。(様式 69)

- 2 部長は前項の通知がなされるときは、前第 6 条第 8 項を準用するものとする。(様式 70)

(要整備森林に係る通知等)

第 51 条 知事は法第 39 条の 4 第 1 項の規定により定められた要整備森林の内容について、森林所有者等へ通知するものとする。(様式 71)

- 2 部長は前項の通知がなされるときは、前第 48 条第 2 項を準用するものとする。(様式 72)

- 3 局長は前 2 項の要整備森林における施業が適切に行われるよう、森林所有者等を指導するものとする。

(要整備森林に係る勧告)

第 52 条 局長は前条の要整備森林において、適切な施業が行われないか又は行われる

見込みがないと認められる場合は、施業が行えない特段の理由が認められない限り法第 39 条の 5 第 1 項の規定により、森林所有者等へ施業の実施を勧告するものとする。
(様式 73)

- 2 局長は前項の勧告を受けた者が、これに従わないか又は従う見込みがないと認められた場合は、法第 39 条の 5 第 2 項の規定による権利移転等の勧告を行うものとする。ただし、権利移転等に関し協議を行うべき相手方を指定できない場合については、同項の勧告を省略できるものとする。(様式 74)

第 10 保安施設地区

(保安施設地区予定地等の告示等)

第 53 条 知事が行う法第 44 条において準用する法第 30 条の規定に基づく告示に掲載する保安施設地区予定地又は指定施業要件変更予定保安施設地区(以下「保安施設地区予定地等」という。)の所在場所は、原則として、標柱番号及びそれぞれの標柱が設置された土地の地番により表示するものとする。

- 2 知事が行う法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく保安施設地区予定地等の通知には、当該指定に係る区域を明示した図面を添付するものとする。
- 3 知事が行う(又は依頼する。)法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく保安施設地区予定地等の告示、掲示及び通知については、前第 6 条(第 5 項から第 7 項を除く。)を準用するものとする。

(保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更の告示等)

第 54 条 知事が行う法第 44 条において準用する第 33 条第 1 項の規定に基づく保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更(以下「保安施設地区の指定等」という。)の告示については、前第 53 条第 1 項を準用するものとする。

- 2 知事が行う保安施設地区の指定等の通知には、当該指定等に係る区域を明示した図面を添付するものとする。ただし、当該指定等に係る区域が保安施設地区予定地等の区域と同一である場合は、土地所有者の異動があった場合を除き、図面の添付を省略することができるものとする。
- 3 知事が行う保安施設地区の指定等の通知については、前第 7 条第 2 項及び第 3 項を準用するものとする。

(保安施設地区における制限)

第 55 条 局長は法第 44 条において準用する法第 34 条、第 34 条の 2 及び第 34 条の 3 の規定による基づく保安施設地区における制限については、「第 5 保安林における制限」を準用するものとする。

(保安施設地区における標識の設置)

第 56 条 局長が行う法第 44 条において準用する法第 39 条第 1 項の規定に基づく保安施設地区における標識の設置については、「第 7 標識の設置」を準用するものとする。

る。

(保安施設地区台帳)

第 57 条 知事及び局長が調製する法第 46 条の 2 第 1 項の規定する保安施設地区台帳は、地区ごとに調整するものとし、その保管及び調整については、「第 8 保安林台帳」を準用するものとする。

第 11 その他

(損失補償)

第 58 条 法第 35 条及び政令第 5 条の規定により長野県が行う損失の補償については、「長野県保安林損失補償事務実施要領」(平成 14 年 12 月 10 日付け 14 森第 533 号)の規定により取扱うものとする。

(独立行政法人森林総合研究所に係る事務)

第 59 条 知事は独立行政法人森林総合研究所から分収造林契約の対象地について、確認申請があったときは、保安林台帳等で「独立行政法人森林総合研究所の締結する分収造林契約の対象地について」(昭和 36 年 8 月 2 日付け 36 林野政第 2246 号)の 1 に適合するかどうかを確認し、その旨を回答するものとする。(様式 75、76)

2 部長は前項の回答がなされるときは、前第 6 条第 8 項を準用するものとする。(様式 77)

附則

この要領は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 25 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和5年10月1日から適用する。

附則

この要領は令和6年4月1日から適用する。

(別表1)(要領第12条第2項関係)

保安林解除申請書類の編纂順序

編纂 順序	法第26条第1項 (指定理由の消滅)		法第26条第2項 (公益上の理由)	
	知事、国又は 地方公共団体等の申請	左記以外の者の申請	知事、国又は 地方公共団体等の申請	左記以外の者の申請
1	保安林解除申請進達書※1	保安林解除申請進達書※1	保安林解除申請進達書※1	保安林解除申請進達書※1
2	保安林解除調書	知事の意見書※1	保安林解除調書	知事の意見書※1
3	保安林解除位置図	保安林解除調書	保安林解除位置図	保安林解除調書
4	保安林解除調査地図	保安林解除位置図	保安林解除調査地図	保安林解除位置図
5	市町村長の意見書・同意書	保安林解除調査地図	市町村長の意見書・同意書	保安林解除調査地図
6	直接利害関係者の同意書	市町村長の意見書・同意書	直接利害関係者の同意書	市町村長の意見書・同意書
7	位置図	直接利害関係者の同意書	位置図	直接利害関係者の同意書
8	保安林解除図	位置図	保安林解除図	位置図
9	保安林解除申請書※2	保安林解除図	保安林解除申請書※2	保安林解除図
10	顛末書及び経過整理表※3	保安林解除申請書	事業計画図兼代替施設配置図	保安林解除申請書
11	事業計画図兼代替施設配置図	顛末書及び経過整理表※3	写真	事業計画図兼代替施設配置図
12	写真	事業計画図兼代替施設配置図	事業計画書	写真
13	許認可証書の写し等	写真	代替施設計画書	事業計画書
14	登記事項証明書	事業計画書	許認可証書の写し等	代替施設計画書
15	集水区域図※4	代替施設計画書	登記事項証明書	許認可証書の写し等
16	排水施設平面図※4	許認可証書の写し等	集水区域図※4	法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類
17	推定流出土砂量計算書※4	法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類	排水施設平面図※4	登記事項証明書
18	排水施設流量計算書※4	登記事項証明書	推定流出土砂量計算書※4	資金計画書
19	土量計算書※4	資金計画書	排水施設流量計算書※4	預金残高証明書
20	縦横断図※4 (標準縦横断面図のみでも可)	預金残高証明書	土量計算書※4	融資予定証明書
21	安定計算書※4	融資予定証明書	縦横断図※4 (標準縦横断面図のみでも可)	事業決議書
22		事業決議書	安定計算書※4	営業・決算報告書
23		営業・決算報告書		代替保安林指定申請書
24		代替保安林指定申請書		集水区域図
25		集水区域図		排水施設平面図
26		排水施設平面図		推定流出土砂量計算書
27		推定流出土砂量計算書		排水施設流量計算書
28		排水施設流量計算書		土量計算書
29		土量計算書		縦横断図 (標準縦横断面図のみでも可)
30		縦横断図 (標準縦横断面図のみでも可)		安定計算書
31		安定計算書		事業計画に関する実施設計書
32		事業計画に関する実施設計書		代替施設計画に関する実施設計書
33		代替施設計画に関する実施設計書		

<注意事項>

- ※1は、森林づくり推進課で作成するものとする。
- ※2は、知事（建設事務所を含む）が申請する場合は、添付不要。
- ※3は、無断転用の案件に添付する。
- ※4は、専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係る案件は添付を要しない。

保安林(保安施設地区)内作業許可申請書類一覧表

編纂 順序	申請書類	行為の区分			備考
		A	B	C	
1	申請書	○	○	○	
2	作業内容書	○	○	○	別添(様式40)記載例による。
3	位置図	○	○	○	縮尺1:25,000又は1:50,000程度の図面
4	森林計画図	○	○	○	作業範囲(面積)又は道路線形(延長)を記載する。
5	事業計画平面図	○	×	×	縮尺1:200~1,000程度の図面
6	現況写真	○	○	○	全景又は近景写真
7	許可を受けようとする者の証明書	○	○	○	許可を受けようとする者(国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、 法人である場合には 当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、 法人でない団体である場合には 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、 個人の場合には その住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
8	他法令等の申請状況を記載した書類	△	△	△	立木の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)を添付。
9	森林の土地の登記簿証明書	○	○	○	申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
10	森林を伐採する権限を有すること証する書類	△	△	△	許可を受けようとする者が申請の対象地となる森林の土地の所有者でない場合に添付。(土地使用承諾書を含む)
11	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	△	△	△	以下のいずれかに該当する場合添付不要 ・隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合 ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合 ・申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合
12	面積計算図	○	△	×	
13	縦横断面図	○	×	×	
14	標準横断図	○	○	×	ケースBの作業路は概ね50メートルに1横断とし、地形の変化点や構造物の設置箇所は必要に応じ追加する。
15	定規図	○	×	×	
16	構造図	○	△	×	ケースBは建築物又は工作物を設置する場合に必要
17	土量計算書	○	×	×	
18	その他必要と認める書類	△	△	△	

○:添付を要するもの、×:添付を要しないもの、△:必要な場合のみ添付するもの

(要領第31条第2項関係)(別表2)

行為の区分

区分	許可基準(別表)	行 為 の 内 容
ケース A	1の(1)	・林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。) ・森林の施業・管理の用に供する作業道
	1の(2)	・森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
	2	・森林の保健機能の増進に資する施設
	3	・森林の有する保安機能を維持・代替する施設
	4の(1)の②	・送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台 ・保安林解除に伴うもの
ケース B	1の(1)	・森林の施業管理の用に供する作業路 ・同作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等
	4の(1)の①	・施設の幅が1メートル未満の線的な施設
	4の(1)の②	・標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計 その他これに類する施設
	4の(2)	・一時的な変更行為
ケース C		・立竹の伐採及び立木の損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉、若しくは落枝の採取 ・樹根の採掘

立木伐採許可申請書等添付一覧表

伐 採 の 内 容	
伐採許可(皆伐) 伐採許可(天然林の択伐)	森林法第34条第1項 要領第24条
伐採届出(人工林の択伐)	森林法第34条の2 要領第27条第1項
伐採届出(送電線下、緊急等)	森林法施行規則第60条第2項、第66条 要領第25条、26条
間伐届出	森林法第34条の3 要領第27条第1項

編纂順序	申請書類	添付要否	備考
1	位置図	○	1:50,000を標準とする。 国土地理院発行の地形図やこれに順ずる図面(保安林位置図等)とし、伐採位置やランドマーク(市町村役場等)が確認できる範囲で任意縮尺とすることができる。
2	森林計画図	○	1:5,000を標準とする。 伐採箇所の森林計画図上の位置が確認できる範囲で任意縮尺とすることができる。
3	伐採面積根拠図	△	森林計画図の施業班と伐採範囲が一致しており、森林簿から確認できる場合は添付を省略できる。 三斜図、プランメーター等、計測値を客観的に確認できるものとする。
4	現況写真	○	林況(樹種等)が把握できるもの。 送電線(特別高圧線)下の伐採の場合は、送電線との位置関係が確認できるもの。 面積、樹種に応じて必要な枚数とする。
5	許可を受けようとする者の証明書	○	別表2編纂順序7の備考に準じる。
6	他法令等の申請状況を記載した書類	△	別表2編纂順序8の備考に準じる。
7	森林の土地の登記簿証明書	○	別表2編纂順序9の備考に準じる。
8	森林を伐採する権限を有すること証する書類	△	許可を受けようとする者が申請の対象地となる森林の土地の所有者でない場合に添付。(同意した年月日、森林所有者名、伐採に係る森林の所在場所、伐採に同意する旨が記載され、森林所有者の押印又は署名のある同意書を含む。)
9	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	△	別表2編纂順序11の備考に準じる。
10	送電線との離隔距離説明資料	△	送電線(特別高圧線)下の維持管理のため伐採する場合に添付。3年以内に離隔距離に達することを確認できる資料とする。
11	プロット調査表	△	林況が森林簿で確認できる場合は添付を要しない。
12	その他必要と認める書類	△	案件により必要と認められる書類。

○:添付を要するもの、△:必要な場合のみ添付するもの

(別紙1)(要領第28条第1項関係)

電気設備の技術基準の解釈(抜粋)

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】

第103条

使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、103-1表に規定する値以上であること。ただし、ケーブルを使用する使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線を植物に接触しないように施設する場合は、この限りでない。

103-1表

使用電圧の区分	離隔距離
35,000Vを超え60,000V以下	2m
60,000V超過	(2+c)m

(備考) c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値(小数点以下を切り上げる。)に0.12を乗じたもの

【35,000V以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】

第106条

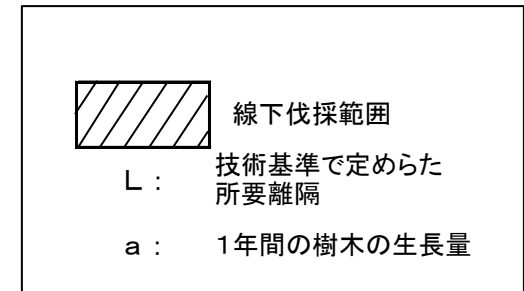
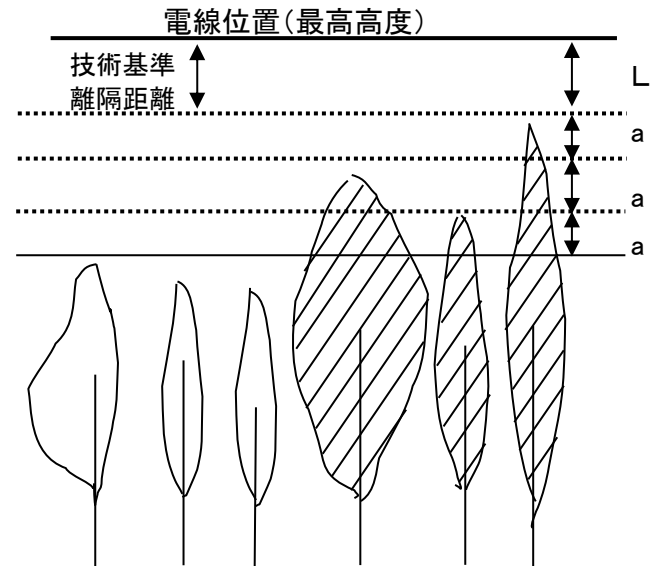
使用電圧が35,000V以下の特別高圧架空電線(以下この条において「特別高圧架空電線」という。)が、建造物と接近又は交差して施設される場合は、次の各号によること。

1~5 中略

6 特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、106-5表によること。ただし、特別高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2020(2016)「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の「2. 技術的規定」に適合する防護具に収めて施設する場合は、この限りでない。

106-5表

特別高圧架空電線の種類	離隔距離
特別高圧絶縁電線又はケーブル	接触しないこと
高圧絶縁電線	0.5m以上
その他	2m以上



日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012(2013)「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」(抜粋)

2. 7 35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離

使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、2-7表に規定する値以上であること。

2-7表

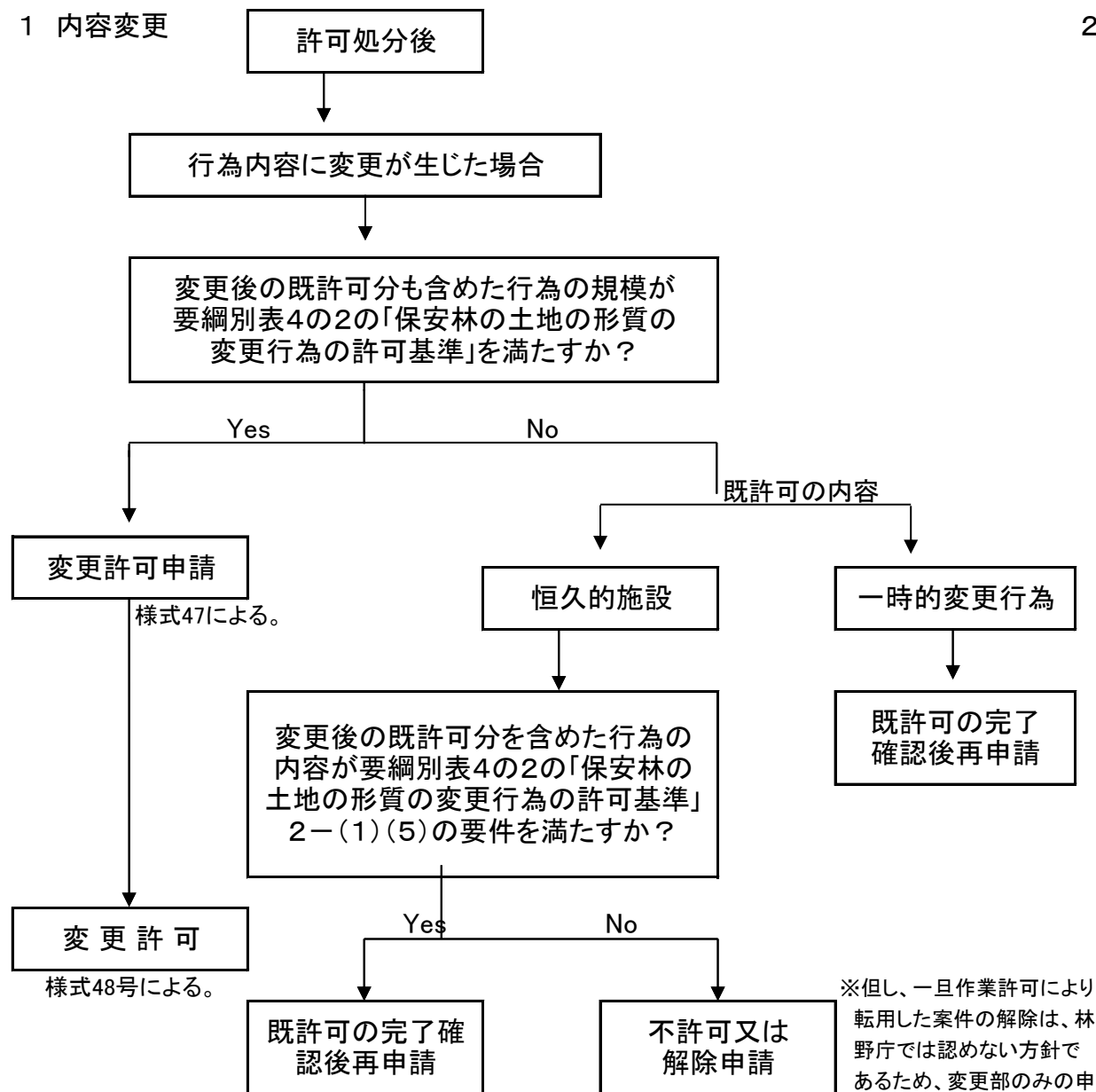
使用電圧の区分	離隔距離
170,000V 超過	(3.32+d)m

dは、使用電圧と170,000Vの差を10,000Vで除した値(小数点以下を切り上げる。)に0.06を乗じたもの

(要領第32条関係)(別紙2)

保安林(保安施設地区)内作業許可変更手続きフロー

1 内容変更



※但し、一旦作業許可により転用した案件の解除は、林野庁では認めない方針であるため、変更部だけの申請となる。

2 期間変更

